

議案第三十三号

国民健康保険適宜診療前使用料及手数料条例の一部を改正する条例について

国民健康保険適宜診療前使用料及手数料条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十八年三月十一日提出

昭和三十八年三月十九日原案可決

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町議会議長 矢田秀雄



国民健康保険適宜診療前使用料及手数料条例の一部を改正する条例

国民健康保険適宜診療前使用料及手数料条例(昭和三十八年三朝町条例第十二号)の一部を次のように改める

第二条中左記使用料及手数料を次のように改める

記

診 断 書 二百円以上

生命保険診断書 参百円以上

各種健康診断書 二百円以上

死体 検案書 貳百円以上

各種証明書 二百円以上

変死体 検案書 五百円以上

死亡診断書 二百円

附 則

この条例は昭和三十八年四月一日より施行する